

「足利市グループチャレンジ応援事業」募集要領

足利市では、市内の事業者グループによる共同事業を支援する「足利市グループチャレンジ応援事業」を実施します。

◆募集期間

令和5年4月3日（月）～

※申請金額が予算の上限に達し次第終了となります。

※令和6年3月29日までに事業完了となることが条件です。

◆事業の目的

市内事業者が自発的にグループを組織して自由な発想で行う事業を支援することにより、事業者のチャレンジ活動を奨励し、地域におけるビジネスの拡大及び市内経済の活性化を図ることを目的とする。

◆応募資格

- ・原則として、申請できるのは1年度あたり1グループ1回限り。
- ・市内に店舗または事業所を有する3者以上の中小企業者で構成される任意のグループ。ただし、足利市中小企業及び小規模企業振興条例施行規則別表第2の2項および地域商店街活性化支援事業補助金交付要綱第2条に定める補助金対象者については対象外とする。

注意)

- ・同一の経営者が運営する店舗または事業所、出資関係のある店舗又は事業所等は別の中小企業者とみなせない。
- ・構成員全員が市税に滞納がないこと。
- ・構成員全員が、他のグループの構成員となっていないこと。

◆支援内容

- ・補助率 50%以内
- ・補助限度額 500,000円以内

注意)

- ・算出した補助金額の1,000円未満の端数は切り捨て
- ・国や県、その他市の制度による補助を受ける場合は対象外。
- ・過去に当該補助金を受けた事業は対象外。

◆支援対象となる期間

補助金交付決定日から令和6年3月29日まで

※支援対象事業については、令和6年3月29日までに終了すること。

期間内に事業が完了しない場合、補助金は交付されない。

◆申込み

支援を希望するグループは、まず商業にぎわい課に来課し、相談を行う。その際に申請書類を渡すので、改めて商業にぎわい課に提出すること。

・申請書類一式

補助金交付申請書、構成員一覧表、事業収支予算書、事業計画書、各選考項目の
アピールポイント、誓約書

※市外に在住する個人事業主の場合は、市税に滞納がないことの証明書

・実施に要する経費に係る見積書

・その他必要な書類

◆募集件数

予算の範囲内とする。終了後は申請を受け付けない。

◆留意事項

・提出された関係書類は、採択の可否に関わらず返却しない。

・申請書を提出後、確認のため追加書類の提出や説明を求める場合がある。

・対象経費の算出にあたっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう
実行可能性等を十分検討すること。

◆選考

・補助対象事業とするか協議を行うため、書類選考を行う。

・選考後、交付決定を行うので、通知が来るまで支払等を行わないこと。

注意)

交付決定前の支払は、補助対象とならない。

◆選考基準

①新規性

・事業者（構成員）にとって新たなチャレンジ、取り組み、連携であるか。

・新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化を踏まえた提案、チャレンジ活動
であるか。

・新たな活動や需要喚起等を生み出す事業となっているか。

②発展性

- 本事業を実施することで、今後グループ間の活動や取引が活発化し、発展されるか。
また、売上の増加やビジネスの拡大が図れるか。
- 市内経済活性化への波及効果があるか
- 連携をきっかけとしたグループの構成員の経営を強化させるものであるか。事業者連携による効果が認められるか。
- 本事業終了後も継続的な連携が図れるか。

③妥当性

- 本補助金の趣旨を理解した事業内容か。
- 補助対象経費の見積もりは社会通念上、妥当なものになっているか。

④実現性

- 実施体制や事業スケジュール、資金計画から見て実現可能な事業計画となっているか。
- 身の丈に合った事業計画であるか。(本補助金に頼らなくても、実現可能な資金計画であるか)

※大前提として、当該事業を実施する際は、基本的な感染症予防対策を講じること。

※「毎年行っているイベントについて感染症対策を施す」等は対象となり得ません。

◆補助金入金までの流れ

相談 ⇒ 申請 ⇒ 書類選考 ⇒ 補助金交付決定

⇒ 事業実施 ⇒ 支払・決算 ⇒ 事業完了届 ⇒ 入金

※補助金交付決定額を超過することは不可能。

※事業収支予算書に記載したもの以外、支出することは不可能。

◆補助対象経費

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率
<p>(1) 共同販売促進イベント事業に関する経費 印刷製本費、会場使用料、司会料（上限 100 千円）、出演料（上限 100 千円）、備品購入費（上限 100 千円）、リース料</p> <p>(2) 新商品開発に関する経費 印刷製本費、材料費（試作分のみ）、デザイン費、備品購入費(上限 100 千円)</p> <p>(3) 販売促進・情報発信事業に関する経費 印刷製本費、デザイン費、郵便料、ホームページ作成費</p> <p>(4) その他 上記事業に準じる</p> <p>(5) 目的達成のために市長が特に認める経費</p>	50%以内

補助対象外項目	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税 ・共通商品券 ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産）の購入費 ・華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等） ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費 ・補助事業の実施に直接関係しない目的が含まれる経費（補助事業に直接関係のない会社案内のホームページ制作費等）ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。 ・契約から支払までに一連の手続きが、補助交付決定日から申請年度の3月末日までに完結しないもの ・補助事業に係る見積書、請求書、領収書等の帳票類に不備があるもの ・景品代 ただし、事業実施にあたり必要不可欠と判断できる場合は、補助対象とすることができる。 ・消耗品 ・通信費
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> • 会議費 • 利子 • 接待費 • 食事代 • 各種免許申請 • 人件費
--	--

注意)

- 実績報告時に領収書等による支払を確認できるもののみを対象とする。
- 領収書の宛名は、代表事業者もしくは事業名にするなど統一すること。
- 宛名や但し書きが空欄の領収書等は認めない。
- 金額が訂正されている領収書等は認めない。
- 業務上やむを得ず、代表者や従業員が立替払をする場合（個人のクレジットカードによる支払を含む）でも、最終的に補助対象期間中（交付決定日～令和6年3月29日まで）に、申請者が経費を負担したことが判明する立替払清算の関係書類の提出がなければ、申請者の補助対象経費に含めることはできない。
- 銀行振込による支払の場合は、支払日、振込金額、振込先、依頼人が分かる資料を提出すること。
- 地域活性化のため、可能な限り市内事業者に発注するよう努めること。
- 収入（参加費や寄付金など）がある場合は、合計額からこれを除いて算出し、収入の部と支出の部で低額の方が対象経費となる。
- 支払は法定通貨で行うこと。仮想通貨・クーポン・（クレジットカードから付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付商品券を含む）の利用等は認めない。
- 原則として、構成員間での受発注に係る経費は対象外とする。ただし、目的達成のために市長が特に認める経費については対象とする。

◆問い合わせ

足利市 産業観光部商業にぎわい課 商業・労働福祉担当

足利市本城3丁目2145

TEL：0284-20-2158

FAX：0284-20-2155

E-MAIL：shougyou@city.ashikaga.lg.jp